（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第四条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（引揚者給付金の請求手続） **第二条**　（略） 2・3　（略） （削る） 4　（略） （遺族給付金の請求手続） **第三条**　法第八条に規定する遺族給付金を受けようとする者（以下「遺族給付金請求者」という。）は、様式第二号による遺族給付金請求書を令第九条第二項の規定により遺族給付金を受ける権利の認定を行うこととされた者に提出しなければならない。 2・3　（略） （削る） （フレキシブルディスクによる手続） **第八条**　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。 2　（略）	（引揚者給付金の請求手続） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、前項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一　相続人として引揚者給付金を受けようとする他の同順位の相続人の同意書 二　前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類 5　（略） （遺族給付金の請求手続） **第三条**　法第八条に規定する遺族給付金を受けようとする者（以下「遺族給付金請求者」という。）は、様式第一号による遺族給付金請求書を令第九条第二項の規定により遺族給付金を受ける権利の認定を行うこととされた者に提出しなければならない。 2・3　（略） 4　前二項の場合において、遺族給付金を受ける権利を有する同順位の者が数人あるときは、それぞれ前二項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一　遺族又は遺族の相続人として遺族給付金を受けようとする他の同順位の者の同意書 二　前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類 （フレキシブルディスクによる手続） **第八条**　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。 2　（略）

第二条第一項、第三項及び第四項	様式第一号による引揚者給付金請求書
第三条第一項及び第三項	様式第二号による遺族給付金請求書
第五条	様式第七号による遺族給付金順位変更請求書

第二条第一項、第三項及び第五項	様式第一号による引揚者給付金請求書
第三条第一項及び第三項	様式第一号による遺族給付金請求書
第五条	様式第七号による遺族給付金順位変更請求書